

事務連絡  
平成21年11月4日

各都道府県新型インフルエンザ対策担当課 御中

厚生労働省  
新型インフルエンザ対策推進本部事務局

地方厚生（支）局における受託医療機関との委託契約の締結について

新型インフルエンザワクチンの接種を希望する医療機関（受託医療機関）との契約については、「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱の策定について」（平成21年10月13日付け厚生労働省発健1013第3号厚生労働事務次官通知）に基づき実施することとおりますが、標記事務の実施に当たっての具体的方法及び留意事項について、別紙のとおり地方厚生（支）局あて通知しましたので、ご了知の上、貴管下医療機関及び関係団体に周知方よろしくお願いいたします。

(別紙)

事 務 連 絡  
平成 21 年 11 月 4 日

各地方厚生（支）局 御中

厚生労働省  
新型インフルエンザ対策推進本部事務局

### 地方厚生（支）局における受託医療機関との委託契約の締結について

新型インフルエンザワクチンの接種を希望する医療機関（受託医療機関）との契約については、「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱の策定について」（平成 21 年 10 月 13 日付け厚生労働省発健 1013 第 3 号厚生労働事務次官通知）に基づき実施することとありますが、標記事務の実施に当たっての具体的方法及び留意事項は、下記のとおりとすることとしましたので、よろしくお取り計らい願います。

### 記

#### 1 契約の方法

##### (1) 契約書の確認について

ア 都道府県医師会から受理した契約書について、

○ 最終頁に丙として、都道府県医師会代表者の役職名及び氏名が記載されていること、並びに代表者の印が押印されていること、

○ 別紙として、受託医療機関リストが添付されていること、  
を確認する。

イ 市町村から受理した契約書について、

○ 1 頁目に、医療機関名（代表者氏名は必要ない。）が記載されていること、

○ 最終頁に乙として、同医療機関代表者の役職名及び氏名が記載されていること、並びに代表者の印が押印されていること、  
を確認する。

##### (2) 委託期間及び厚生労働大臣の記名、押印について

契約書第 13 条の委託期間及び最終頁の日付欄に委託期間の開始日及び契約の締

結日を記載するとともに、甲として、厚生労働大臣名を記名し、厚生労働大臣印を押印する。

(3) 契約書の送付について

契約書の写しをとり、当該写しを都道府県医師会又は都道府県に送付する。

## 2 留意事項

(1) 契約書の様式及び所持について

- 今回の契約の締結に当たっては、契約事務を迅速に実施すること、全医療機関が同一の契約を締結することを考慮し、都道府県医師会又は医療機関が契約書を1部作成し、袋とじにせず、各頁に甲及び乙又は丙の割印は押印しないものとする。
- 締結された契約書の原本は地方厚生（支）局で持ち、その写しは都道府県医師会又は医療機関で持つものとする。

(2) 既に接種を実施している医療機関等との契約について

- 今回は、契約書の提示から医療従事者へのワクチンの接種までに時間的な余裕がなかったことから、郡市医師会が医療機関から委任状を受理したとき、及び市町村が医療機関から契約書を受理したときに、当該医療機関が受託医療機関となる意思が示されたとみなし、今回のワクチン事業によるワクチン接種を開始して差し支えないものとして取り扱うこととしており、都道府県が設定した接種開始日以降に契約書が提出される場合が多数想定されることに留意されたい。
- 上記の場合、契約書の日付について、今回の事業による接種の開始日（10月19日と一律決める、又は各都道府県の接種開始日に合わせるなど）として取り扱うものとする。（その際、契約書の締結日が接種開始後の日付とならないよう注意されたい）
- また、遡及する期間が長期に及ぶことは望ましくないので、都道府県医師会又は市町村等に協力を求め、できるだけ早く契約を完了することとし、遅くとも、11月18日までには契約を必ず完了させておきたい。

(3) 11月19日後に新たに受託医療機関と医療機関との契約について

- 11月19日（当該都道府県の接種開始日）以後に、追加で接種を始める医療機関から契約書が提出された場合は、その都度、契約を締結することを原則とする。ただし、事務処理上の理由から、一定期間を取りまとめて、締結の決裁をとることとして差し支えない。

(4) 上記における都道府県医師会が代理契約を行う方式の場合の特例について

- (2) 及び (3) の場合で、都道府県が代理で契約を行う方式により、新たに受託医療機関が追加される場合は、既に当該都道府県との間に締結された契約に添付されたリストに、新たに医療機関名を追加する方法によるものとし、新たに契約書を作成することを要しないものとする。
- (2) の場合については、医療機関が追加された場合には、10月19日（又は当該都道府県の接種開始日）に追加されたものとみなす。
- (3) の場合については、医療機関が追加された場合には、当該医療機関名が記載されたリストが地方厚生局に到着した日付で追加されたものとする。この場合には、医療機関が追加された日付が確認できるよう、リストに当該日付を記載することとされたい。